

規程③

岐阜県森林研究所における研究活動に係る不正行為調査等委員会規程

平成27年3月25日

森研第201号-3

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県森林研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程（平成27年森研第201号-1）第5条第2項に基づき、不正行為調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 森林研究所（以下「研究所」という。）における不正防止計画に関すること。
- 二 研究所の研究活動における不正行為の疑いがある場合の調査、審理及び判定に関すること。
- 三 その他不正行為の防止に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、林政部林政課技術総括監をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、下記の者とする。

- 一 コンプライアンス推進責任者
- 二 その他、最高管理責任者が必要と認めた者で、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。

(委員の任期)

第6条 前条の委員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期の途中で新たに任命された委員の任期

は、他の委員の任期満了の日までとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究所において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。